

年 月 日

## 高等学校等就学支援金 課税地等変更届

高等学校等就学支援金で認定を行う際には、課税地（＝住民税が課税されている市区町村）や福祉事務所設置自治体（＝生活保護を認定している自治体）に税額照会を実施します。

課税地等は基本的に、2025年（令和7年）1月1日時点で住民票がある市区町村です。

つきましては、マイナンバー確認書類（※）を提出した申請者（保護者等）のうち、2024年（令和6年）1月1日時点から他市区町村に住民票の移動があった場合は、本届出を提出してください。

なお、単身赴任等で「住民票がある住所地」と「住民税が課税されている市区町村」が異なる場合がありますので、ご注意ください。

※マイナンバー確認書類：マイナンバーカードの写し、個人番号の記載がある住民票、住民票記載事項証明書

学年/組/番号	
生徒氏名	

保護者等氏名	生徒との続柄	旧		新		転出年月
		2024年1月1日時点 住民票がある市区町村 又は、課税地等の市区町村		2025年1月1日時点 住民票がある市区町村 又は、課税地等の市区町村		
		都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	年 月
		都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	年 月

※「住民票の住所」と「課税地等」が異なる方は、「課税地等」を記載していただくようお願いいたします。